

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

合併協議会だより

平成16年6月10日発行 No.12



山本知事へ合併申請書を提出する荻野会長（左）

合併申請書を 提出

～「笛吹市」誕生へ！～

平成16年4月13日、6町村長から山本知事に合併申請書を提出しました。

この申請書の提出を受けて県は、総務省と市制施行の正式協議を行い、6月定例県議会に6町村の廃置分合議案を提出。県は県議会での議決を経て合併の決定を行い総務省へ届出をしたのち、早ければ7月中に総務大臣から「笛吹市」の設置について告示される予定です。

笛吹市事務組織

市長部局は
6部 1室21課体制

事務組織・機構の基本的考え方

協議結果〔協定項目〕

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- ①事務組織及び機構の整備方針にもとづき整備する。
- ②現6町村役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- ③現6町村役場庁舎は、必要に応じ分庁舎として有効活用する。
- ④新市の組織については、住民サービスの向上につながるよう十分配慮する。
- ⑤付属機関については、6町村ともに置かれているものについては合併時に統合し、それ以外のものについては実情を考慮し調整する。

協議結果〔事務組織・機構の整備方針〕

新市の行政組織及び機構については、次の整備方針により、協議会において協議する。

- ①行政サービスを向上できる組織・機能
- ②各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ③簡素で効率的な組織・機構
- ④指揮命令系統が明確な組織・機構
- ⑤事務事業の統一的な執行に十分配慮した組織・機構

事務組織・機構の概要

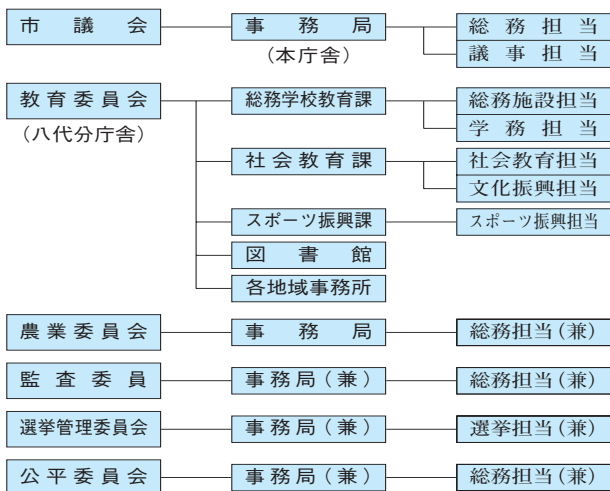
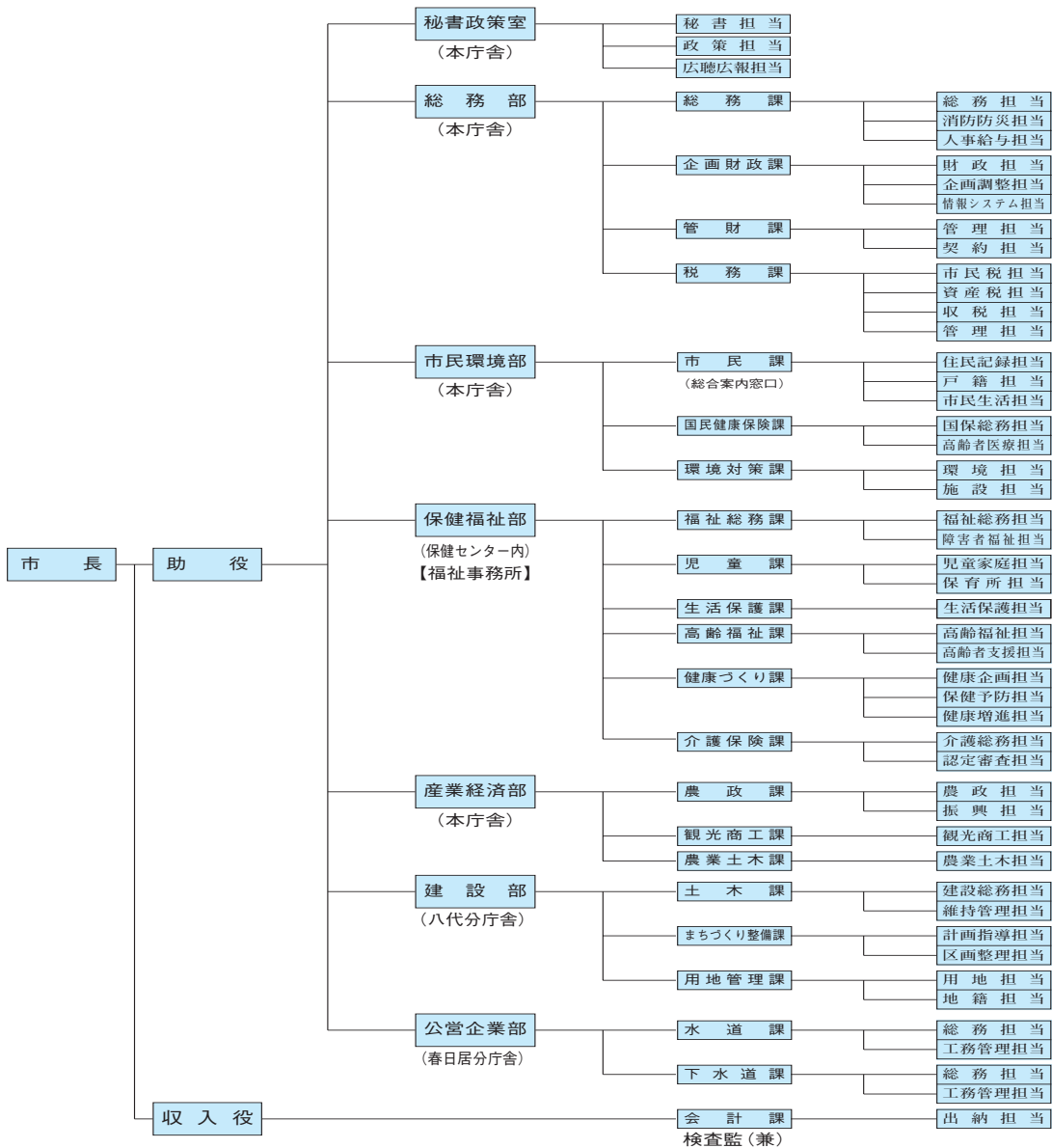
- ①市長部局は、6部1室21課48担当とし、そのほか本庁部局として、会計課・議会事務局・教育委員会・農業委員会事務局を置く。各課担当リーダー制とする。
- ②選挙管理委員会事務局は総務部総務課が兼ね、監査委員、公平委員会事務局は議会事務局が兼ねるものとする。
- ③本庁機能のうち、建設部、教育委員会及び議場は八代庁舎に、保健福祉部（福祉事務所）は現石和町保健福祉センター内、公営企業部は春日居庁舎にそれぞれ設置する。
- ④通常時の議会事務局及び議長室は本庁舎に置く。なお、議会の会期中は八代庁舎へも事務局及び議長室スペースを確保するものとする。
- ⑤各支所は5課10担当とし、本庁機能が配置される場所には支所機能は置かないものとする。
- ⑥支所長は、支所総務課長が兼務する。
- ⑦出先施設は、概ね現行のとおりとする。

本庁・支所の機能

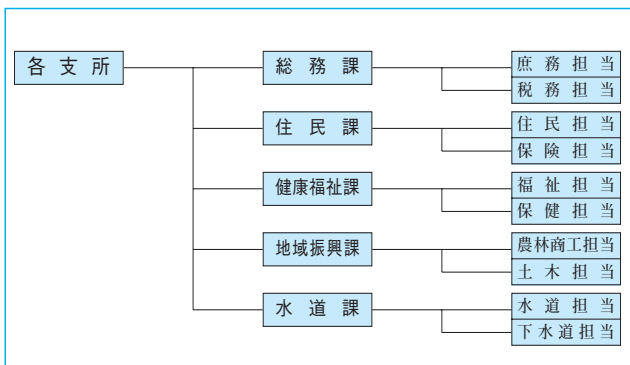
本 庁	支 所
<ul style="list-style-type: none"> ・政策の決定 ・各種計画の策定及び推進 ・財政・予算・決算 ・人事管理、管財関係等 ・税及び公共料金等の賦課・徴収・管理及び総括 ・入札及び契約事務 ・各種事業の企画立案、決定及び執行 ・統一して行う各種事業執行 ・各種の手続に対する決定 ・合併後における事務事業の調整、統合等 ・その他、支所で行わないすべての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民窓口サービス及び証明書等の発行 ・各種の手続事務等の受付、本庁への取り次ぎ ・制度で定められているサービス提供及び相談等 ・税及び公共料金等の収納、相談、納付書再発行等 ・道路、公共施設等の管理及び軽微な補修等 ・資料収集及び調査等 ・関係団体及び各種委員との連絡調整 ・迅速な対応を要するもの ・本庁部局との連絡調整 ・合併年度及びその後において一定地域のみで行う事業 ・その他、支所における庶務的事項

笛吹市 事務組織機構図

市役所本庁



支所 (現役場庁舎)



※教育委員会についても出先機関として地域事務所（石和、御坂、一宮、八代、境川、春日居）を置きます。

笛吹市の 住民生活は？



笛吹市の住所表示は？

- 合併後は、現町村名を地区名の前に町名として付けた大字名となります。なお、境川村については境川町となります。
- 郵便番号は現在のまま変わりません。
- 住所変更は、平成16年10月12日以降になります。10月12日以降に旧住所のまま郵便を出しても、約1年間は配達してくれます。また、10月12日以前に新住所で郵便を出した場合でも配達されます。

(例) 〒400-0031
山梨県東八代郡石和町市部777番地

↓

〒400-0031
(山梨県) 笛吹市石和町市部777番地

〒406-0853
山梨県東八代郡境川村藤壘2600番地

↓

〒406-0853
(山梨県) 笛吹市境川町藤壘2600番地

市役所の場所は？

笛吹市役所の本庁舎の位置は、当分の間、現在の石和町役場（石和町市部777番地）になります。また、現行の庁舎を有効活用するため、八代分庁舎に建設部及び教育委員会、春日居分庁舎に公営企業部、現石和町保健福祉センターに福祉事務所が入ります。

なお、現在の6町村役場庁舎は、すべて笛吹市の支所となります。

市役所・支所の住所と電話番号は？

10月12日から、市役所・支所・主な出先機関の住所と電話番号は次のとおりとなります。

本庁・支所・部署等	住 所	電話番号
笛吹市役所本庁舎 (現在の石和町役場) ・秘書政策室 ・総務部 ・市民環境部 ・産業経済部 ・議会事務局など	笛吹市 石和町市部 777	(055) 262-4111
笛吹市役所八代分庁舎 (現在の八代町役場) ・建設部 ・教育委員会	笛吹市 八代町南 917	(055) 265-2111
笛吹市役所春日居分庁舎 (現在の春日居町役場北別館) ・公営企業部	笛吹市 春日居町寺本 136	(0553) 26-2338
笛吹市福祉事務所 (現在の石和町保健福祉センター)	笛吹市 石和町市部 800	(055) 262-1271
笛吹市・御坂支所 (現在の御坂町役場)	笛吹市 御坂町栗合 87	(055) 262-2271
笛吹市・一宮支所 (現在の一宮町役場)	笛吹市 一宮町末木 807-6	(0553) 47-1111
笛吹市・八代支所 (現在の八代町役場)	笛吹市 八代町南 917	(055) 265-2111
笛吹市・境川支所 (現在の境川村役場)	笛吹市 境川町藤壘 2600	(055) 266-2111
笛吹市・春日居支所 (現在の春日居町役場)	笛吹市 春日居町寺本 136	(0553) 26-3111

住民票や印鑑証明書は？

笛吹市民なら、本庁ではもちろんのこと、どこ
の支所でも住民票や印鑑証明書の交付を受けるこ
とができます。

また、10月12日以降、印鑑証明書の交付申請を
した場合は、旧町村で発行された印鑑登録証を笛
吹市の印鑑登録証と引き換えます。(本庁でも支
所でも引き換えは可能です)

学校や保育所などは？

名称が「〇〇町立」、「〇〇村立」から「笛吹市
立」へと変わります。

(例) 石和町立富士見小学校
⇒ 笛吹市立富士見小学校

御坂町立東保育所
⇒ 笛吹市立御坂東保育所

一宮町立一宮西小学校
⇒ 笛吹市立一宮西小学校

八代町立花鳥保育所
⇒ 笛吹市立八代花鳥保育所

境川村立境川小学校
⇒ 笛吹市立境川小学校

春日居町立春日居中学校
⇒ 笛吹市立春日居中学校

他にも同様

小中学校の通学区域は？

通学区域については、当面現行のとおりですが、
区域境の地域については、その実情を考慮なが
ら弾力的運用に努めることにしています。

また、児童生徒数の動向を踏まえながら、各学
校の適正規模や適正配置の検討とあわせて、通学
区域の見直しを行っていくこととなります。

消防団の組織について

現在「部制」及び「分団制」をとっている町村
とも統合することに伴い、旧町村名が「分団名」
となります。

(例) 石和町消防団 第1部
⇒ 笛吹市消防団 石和分団 第1部

御坂町消防団 第2分団 第1部
⇒ 笛吹市消防団 御坂分団 第9部

一宮町消防団 下矢作部
⇒ 笛吹市消防団 一宮分団 第1部

八代町消防団 南分団
⇒ 笛吹市消防団 八代分団 第1部

境川村消防団 第3分団 第1部
⇒ 笛吹市消防団 境川分団 第8部

春日居町消防団 第1部
⇒ 笛吹市消防団 春日居分団 第1部

その他の公共施設は？

町村名が表記されている施設の名称は、合併に
伴い下記のとおりとなります。

(例) 御坂町保健センター
⇒ 笛吹市御坂保健センター

境川村デイサービスセンター
⇒ 笛吹市境川デイサービスセンター

ごみの収集は？

平成17年度から下記のとおり収集します。

可燃ごみ(週2回)、不燃ごみ(月1回)、粗大
ごみ(年3回)、有害ごみ(常時・粗大ごみの収
集日にも対応)、資源ごみ(月1回)、有料ごみ
(年1回)

◆住所の表示変更に伴う取扱いについての主なもの◆

項 目	住所変更の手続等
《新市役所（現役場）関係のもの》	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・戸籍 	住所変更の手続きは必要ありません。笛吹市において職権で変更します。
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証（カード） 	住所変更の手続きは必要ありません。来庁の際に新しいカードに交換します。
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録証明書 	住所変更の手続きは必要ありません。なお、来庁の機会等にお申し出くだされば修正します。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・老人保健医療受給者証 ・山梨県老人医療費受給者証（県単） ・介護保険被保険者証 	住所変更の手続きは必要ありません。11月から新しい被保険者証及び受給者証になりますので、10月中に新しいものをお手元に届けます。なお、現在の被保険者証及び受給者証は10月末まで使用できます。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金（加入者） ・身体障害者手帳 ・重度心身障害者医療費助成金受給者証 ・保育所、学校等 	住所変更の手続きは必要ありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 	住所変更の手続きは必要ありません。現在のナンバーがそのままご使用になれます。なお、笛吹市に変更する場合は、申請により変更することができます。
《運転免許証など》	
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・質屋営業許可証 ・古物営業許可証 ・風俗営業許可証 ・銃刀砲類所持許可証 ・警備業認定証 	住所は免許更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。なお、更新前に変更を希望される場合は、申請により関係機関で更新することができます。
<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート（旅券） 	パスポートの最終ページ「所持人記入欄」の住所は、ご自身で訂正できます。なお、他のページに書き込みをするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。
《健康保険証など》	
<ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険被保険者証 	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、社会保険事務所で各事業所を通じて、変更手続きを行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金（受給者） ・厚生年金（受給者） 	社会保険業務センターで一括変更の処理を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金基金 	住所変更の手続きは必要ありません。
《金融機関等》	
<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳、定期預金証書等 	住所変更の手続きは必要ありません。なお、当座預金、融資取引等のある方は、住所変更の手続きが必要となる場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード、クレジットカード ・有価証券、保険証書 	会社等により対応が異なりますので、詳細は個別に各会社等に確認してください。